

# 教育委員会日程

1 日時 令和4年10月20日(木) 午後3時00分から

2 場所 教育委員会室

3 日程

## 議決事項

- 第1 議案第38号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第2 議案第39号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第3 議案第40号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第4 議案第41号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第5 議案第42号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第6 議案第43号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第7 議案第44号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第8 議案第45号 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- 第9 議案第46号 第12回税に関する絵はがきコンクール教育委員会賞受賞者への表彰状の贈呈について
- 第10 議案第47号 青少年健全育成作文コンクール優秀賞受賞者等への表彰状の贈呈について

## 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 善行に対する感謝状の贈呈について(資料2)

## 職員の定年引上げの概要等について

### 1 趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応の観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが必要であることから、定年引上げに関する地方公務員法が改正された。この改正を踏まえ、本区においても職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年退職者等の再任用に係る経過措置として、暫定再任用について定める。

### 2 概要

#### 定年の引上げ

職員の定年を現行60歳のところ、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げて、令和13年4月に65歳とする。

期 間	定年年齢
令和 5年4月1日から令和 7年3月31日まで	61歳
令和 7年4月1日から令和 9年3月31日まで	62歳
令和 9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

保健所に勤務する医師及び歯科医師で、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の定年は、現行どおり65歳とする。

#### 管理監督職勤務上限年齢制の導入

##### ア 趣旨

組織の新陳代謝を確保し、組織全体としての活力を維持するため、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に、管理監督職以外の職へ異動させる。

上記2 の医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。

##### イ 管理監督職勤務上限年齢制の特例（特例任用）

管理監督職勤務上限年齢制により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる場合等の一定の事由又は事情がある場合は、勤務延長型特例任用（最長3年間）又は異動可能型特例任用（最長5年間）として、職員の異動期間の末日後も異動期間中に就いていた管理監督職に引き続いて就かせることができる。

#### 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用する

ことができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。

現行の再任用制度の暫定的な存置（暫定再任用制度）

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年退職後の職員を65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の「暫定再任用制度」を存置する。

高齢者部分休業制度の導入

ア 趣旨

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢層職員（60歳以上の職員）の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による心身の変化を補い、仕事と家庭の両立を支援する観点から、高齢者部分休業制度を導入する。

イ 取得可能な時間

当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位とする。

### 3 定年引上げ後の給与・退職手当

給与

60歳に達した日以後、最初の4月1日（以下「特定日」という。）から給料月額は従前の7割となる。なお、管理監督職勤務上限年齢制により降任となった場合、特定日以後、7割措置後の給料月額に調整額を加算し、管理監督職として受けていた給料月額の7割水準の額が支給される。

退職手当

特定日以後に退職した場合、給料月額が7割となったことにより、特定日前日に退職した場合と比べ不利益とならないよう措置する。

### 4 条例の制定・改正について

職員の定年引上げ等に当たり、次のとおり条例の制定・改正を行う。

**職員の高齢者部分休業に関する条例**

付則で職員の再任用に関する条例を廃止

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

**職員の高齢者部分休業に関する条例**

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年 9月	条例改正等に係る議案の上程（9月議会）
令和4年10月	対象職員への周知
令和5年 4月	定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度、高齢者部分休業制度の開始 令和5年度は定年前再任用短時間勤務制及び高齢者部分休業制度の対象者はなし

## 議案第38号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則（案）

幼稚園教育の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田区  
教育委員会規則第7号）の一部を、次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（正規の勤務時間）</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2 条例第2条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては条例第2条第3項に基づき定める時間）とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難しい者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p> <p>（年次有給休暇の単位）</p> <p>第12条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第5条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2 条例第2条第4項に規定する職員の正規の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）にあっては条例第2条第3項に基づき定める時間）とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要により、これにより難しい者の正規の勤務時間は、52週につき1週間当たり同項に基づき定める時間とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日（条例第5条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時</p>

間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

- 3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第14条 条例第14条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1会計年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第15条を除き、以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。

2～4 〔略〕

（定年前再任用短時間勤務職員に関する年次有給休暇の特例）

第14条の5 条例第14条第1項で規定する定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

- 2 退職後引き続き（退職後教員委員会が定める相当の期間（以下「相当の期

間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

- 3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

〔同左〕

第14条 条例第14条第1項及び第2項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の割合をいう。第15条を除き、以下同じ。）が8割に満たない職員については、この限りでない。

2～4 〔略〕

（再任用職員等に関する年次有給休暇の特例）

第14条の5 条例第14条第1項で規定する再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日数とする。

- 2 退職後引き続き（退職後教員委員会が定める相当の期間（以下「相当の期

間」という。)を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

3 相当の期間を経過した後、定年前再任用短時間勤務職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、定年前再任用短時間勤務職員にあつては別表第2の2に定める日数とする。

5 〔略〕

6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、教員委員会が定める。

(不妊治療のための休暇)

第17条の2 〔略〕

2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、日又は時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)以内で承認する。

3・4 〔略〕

(出産支援休暇)

第23条 〔略〕

2 〔略〕

間」という。)を経過していない場合を含む。以下同じ。)採用された再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。)及び再任用短時間勤務職員(以下「再任用職員等」という。)の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。職員の再任用に関する条例(平成13年墨田区条例第7号)第3条の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする。

3 相当の期間を経過した後、再任用職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあつては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあつては別表第2の2に定める日数とする。

5 〔略〕

6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、教員委員会が定める。

〔同左〕

第17条の2 〔略〕

2 不妊治療のための休暇は、1の年度において、日又は時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)以内で承認する。

3・4 〔略〕

〔同左〕

第23条 〔略〕

2 〔略〕

3 1時間を単位として承認された出産支援休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

4・5 〔略〕

（育児参加休暇）

第23条の2 〔略〕

2～3 〔略〕

4 1時間を単位として承認された育児参加休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

5～7 〔略〕

（夏季休暇）

第27条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の夏季休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、夏季休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

4 1時間を単位として与えられた夏季休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた夏季休暇を含む。）を日に換算する場合は、

3 1時間を単位として承認された出産支援休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

4・5 〔略〕

〔同左〕

第23条の2 〔略〕

2～3 〔略〕

4 1時間を単位として承認された育児参加休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

5～7 〔略〕

〔同左〕

第27条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の夏季休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、夏季休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

4 1時間を単位として与えられた夏季休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた夏季休暇を含む。）を日に換算する場合は、育児短

育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間）をもって1日とする。

5 〔略〕

（ボランティア休暇）

第28条 〔略〕

2 ボランティア休暇は、1会計年度において5日の範囲内で必要と認められる期間について承認する。

3・4 〔略〕

（子の看護のための休暇）

第29条の2 〔略〕

2 子の看護のための休暇は、1会計年度において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。

3 1時間を単位として承認された子の看護のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

4・5 〔略〕

（短期の介護休暇）

第29条の3 〔略〕

2 短期の介護休暇は、1会計年度において、日又は時間を単位として、5日（前項の要介護者が同時に2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。

3 1時間を単位として承認された短期の介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務

時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間）をもって1日とする。

5 〔略〕

〔同左〕

第28条 〔略〕

2 ボランティア休暇は、1の年において5日の範囲内で必要と認められる期間について承認する。

3・4 〔略〕

〔同左〕

第29条の2 〔略〕

2 子の看護のための休暇は、1の年において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。

3 1時間を単位として承認された子の看護のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

4・5 〔略〕

〔同左〕

第29条の3 〔略〕

2 短期の介護休暇は、1の年において、日又は時間を単位として、5日（前項の要介護者が同時に2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。

3 1時間を単位として承認された短期の介護休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間

時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間）をもって1日とする。

4・5 〔略〕

（組合休暇）

第30条の3 組合休暇は、1会計年度において、日又は時間を単位として30日以内で承認する。

2 1時間を単位として承認された組合休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

3・4 〔略〕

（定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例）

第32条の2 定年前再任用短時間勤務職員が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の3までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。

別表第2 〔略〕

備考 定年前再任用短時間勤務職員にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間）をもって1日とする。

4・5 〔略〕

〔同左〕

第30条の3 組合休暇は、1の年において、日又は時間を単位として30日以内で承認する。

2 1時間を単位として承認された組合休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

3・4 〔略〕

（再任用職員等に関する特別休暇等の特例）

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の3までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

別表第2 〔略〕

備考 再任用職員等にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 暫定再任用常時勤務職員(令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年墨田区条例第23号)付則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年墨田区条例第23号付則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。)をしたときも、同様とする」と、同規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

## 議案第39号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第8号）

の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（短時間勤務職員の給料月額<span style="text-decoration: underline;">の端数計算</span>）</p> <p>第3条 条例第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第6条第7項の規定による定年前再任用短時間勤務職員<span style="text-decoration: underline;">の給料月額</span>に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 条例第6条の2の規定による育児短時間勤務職員等及び条例第6条<span style="text-decoration: underline;">の3</span>の規定による再任用短時間勤務職員<span style="text-decoration: underline;">の給料月額</span>に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p>

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第40号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（範囲及び額）</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は別表に定めるとおりとする。<u>この場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び額は別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>3 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額</u></p>

<p style="text-align: center;">付 則 ( 施行期日 )</p> <p>1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">( 経過措置 )</p> <p>2 当分の間、条例付則第 8 項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(その額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第 2 項」とする。</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">支給範囲</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</th> <th style="width: 35%;">定年前再任用短時間勤務職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給範囲	支給額		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員	〔略〕			<p style="text-align: center;">に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">支給範囲</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">再任用職員以外の職員</th> <th style="width: 35%;">再任用職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 再任用職員とは、法第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。</p>	支給範囲	支給額		再任用職員以外の職員	再任用職員	〔略〕		
支給範囲		支給額															
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員															
〔略〕																	
支給範囲	支給額																
	再任用職員以外の職員	再任用職員															
〔略〕																	

- 付 則  
( 施行期日 )
- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ( 経過措置 )
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員の管理職手当は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表に定める額とする。
- 3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 2 条第 1 項及び別表の規定を適用する。

## 議案第41号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>付 則  <u>（施行期日）</u>            1 この規則は平成12年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u>            2 <u>当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）付則第8項の適用を受ける職員の管理職特別勤務手当の額は、第2条第1項及び第3条第1項に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p>付 則            この規則は平成12年4月1日から施行する。</p> <p>〔新設〕</p>

付 則  
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第42号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）

の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、<u>2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。</u>）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、<u>2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあっては、3分の1日とする。</u>）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>— <u>法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p>— <u>法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間</u></p> <p>— <u>職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）</u></p> <p>— <u>私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、<u>2分の1日とする。</u>）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、<u>2分の1日とする。</u>）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>— <u>職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）</u></p> <p>— <u>私事欠勤等の取扱いを受けた期間</u></p>

<p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u></p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、<u>法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間</u>（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u></p> <p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。</p>
--	---

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条第4項の規定を適用する。

## 議案第43号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 100分の102.5（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の122.5）</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 100分の50（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の60）</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号及び第11号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 100分の102.5（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の122.5）</p> <p>再任用職員 100分の50（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の60）</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第13号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p>— <u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間</u></p>	〔新設〕
<p>— 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）</p>	— 〔略〕
<p>— 結核休職期間</p>	— 〔略〕
<p>— 勤務時間条例第15条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）</p>	— 〔略〕
<p>— 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。）</p>	— 〔略〕
<p>— 組合休暇により勤務しない期間</p>	— 〔略〕
<p>— 勤務時間条例第16条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第18条第1項の規定により給与が減額される期間に限る。）</p>	— 〔略〕
<p>— 介護休暇により勤務しない期間</p>	— 〔略〕
<p>— 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p>	— 〔略〕
<p>2・3 〔略〕</p>	2・3 〔略〕
<p>4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</p>	4 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。</u>
<p>5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、<u>1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）</u>、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第17条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1</p>	5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、 <u>職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）</u> 、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第17条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは組合休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計し

項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に

た日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。))で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあっては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で

<p>係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>(減額率)</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3〔略〕</p>	<p>除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。)を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日(育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、<u>再任用短時間勤務職員</u>として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を<u>再任用短時間勤務職員</u>に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。)を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを教育委員会が別に定めるところにより日に換算する。</p> <p>3〔略〕</p>
---	--

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項の規定を適用する。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。

## 議案第44号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給<u>に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</u></p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（<u>その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）</u>）に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、<u>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>3 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>

付 則  
( 施行期日 )

1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成 1 2 年墨田区条例第 2 0 号)付則第 8 項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(その額に、1 0 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第 2 項」とする。

別表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	〔略〕				
定年前再任用短時間勤務職員	〔略〕				

付 則

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

〔新設〕

〔新設〕

別表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給				
再任用職員以外の職員	〔略〕				
再任用職員	〔略〕				

付 則  
( 施行期日 )

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第 2 条第 1 項及び別表の規定を適用する。

## 議案第45号

## 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年10月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

「職員の定年等に関する条例」の改正等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。

## 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成12年墨田区教育委員会規則第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員について、条例第2条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第2条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p>

### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	学習指導要領への対応(GIGA スクール構想における授業改善の推進)								主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	GIGA スクール授業研究員の募集・決定 すみだタブレットの日 教員研修会の実施 情報モラル教育の推進	月例会			集中研修	月例会・授業研究					実践報告会 各学校の実践報告書作成・配布	月例会	
		授業改善研修会			授業改善研修会			授業改善研修会		授業改善研修会			
進捗													
実績	<p>9月実績</p> <p>GIGA スクール授業研究員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回月例会実施(9/8、集合形式)</li> <li>「すみだタブレットの日」実施校</li> <li>・中和小学校(9/3)、立花吾孺の森小学校(9/3) 中川小学校(9/17)、押上小学校(9/17)</li> <li>・寺島中学校(9/9)、吾孺第二中学校(9/17)、墨田中学校(9/30)</li> </ul> <p>教職員研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし</li> </ul> <p>情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績なし</li> </ul> <p>進捗：○</p>												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他( )

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	「すみだ教育指針」の改定及び「学力向上新3か年計画(第3次)」の策定									主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	<p><b>「すみだ教育指針」の改定</b></p> <p>委員会設置 年間スケジュール確認 アンケート 発出・集約 幹事会 (係長級)</p> <p>教育委員会に 随時、検討状況 を報告</p> <p>骨子案等検討 検討会</p> <p>各課事業 調査・収集 幹事会</p> <p>幹事会 検討会</p> <p>素案検討</p> <p>素案決定 概要版の検討</p> <p>パブリック コメント開始</p> <p>パブリック コメント集約</p> <p>印刷準備</p> <p>印刷</p>													
	<p><b>「学力向上新3か年計画(第3次)」の策定</b></p> <p>策定方針、 スケジュール 確認 委員会</p> <p>教育委員会 に随時、検討 状況を報告</p> <p>骨子案策 定準備</p> <p>各課事業 調査依頼</p> <p>各課事業 調査集約 委員会</p> <p>素案作成 準備</p> <p>素案検討 委員会</p> <p>素案決定</p> <p>素案議会 報告</p> <p>素案議会 報告</p> <p>議会報告</p>													
進捗														
実績	<p>9月実績 「すみだ教育指針」の改定 幹事会の開催(9/7) 検討会の開催(9/14) 素案検討</p> <p>「学力向上新3か年計画(第3次)」の策定 委員会の開催(9/28) 素案検討 学力向上推進会議にて意見聴取(9/6)</p> <p>進捗:</p>													

進捗 : 順調、×: 遅延、 : その他( )

令和4年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	3	事業名	学力向上新3か年計画(第2次)の推進								主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	国調査実施(4/19) 区調査実施(4/26)	都調査実施	→ 区調査結果受領(下旬)	全体計画作成			区調査議会報告 学力向上ヒアリング 学習ふりかえり期間	調査結果を各校HPに掲載			指導のポイントを各校へ周知  学習ふりかえり期間		
	マネジメント推進校決定、計画取りまとめ	マネジメント推進校訪問、予算配当											→
	すみだスクールサポートティーチャー事業												→
	チャレンジ教室							放課後：秋		→	放課後：冬		→
	研究所ニュース発行												→
進捗													
実績	<p>9月実績            区調査議会報告(9/21)            学力向上ヒアリング(9/12-9/30)            学習ふりかえり期間(9/2-10/7)            マネジメント推進校(2年目): 横川小、隅田小、梅若小、吾孺第二中、吾孺立花中            すみだスクールサポートティーチャー事業            放課後補習・授業支援等支援サポーターを各校へ派遣(9月実績:活動人数91人 R4.10.5 現在確認数)            チャレンジ教室 参加者の決定、内容の周知            秋:横川小、一寺小、押上小、桜堤中            冬:柳島小、隅田小、錦糸中、吾二中、寺島中            研究所ニュースの発行</p> <p>進捗:</p>												

進捗 : 順調、×:遅延、 :その他( )

令和4年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	学校施設の改築・改修(曳舟小学校プール棟の改築、二葉小学校体育館棟の増築)								主管課	庶務課	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		曳舟小学校プール棟の改築 プール棟改築工事											
			契約締結	校舎内部改修工事									
							契約締結	校庭整備工事					
		二葉小学校体育館棟の増築											
		契約締結	体育館棟基本設計及び解体設計委託										
	契約締結	現況測量委託											
進捗													
実績	<p>7～9月実績</p> <p>曳舟小学校プール棟の改築</p> <p>7月 コンクリート工事(3階壁・柱・床工事)</p> <p>8月 コンクリート工事(4階梁・床工事)</p> <p>9月 コンクリート工事(4階柱・壁工事)</p> <p>二葉小学校体育館棟の増築</p> <p>(体育館棟基本設計及び解体設計委託)</p> <p>7月 現地調査事前準備</p> <p>8月 増築設計 営繕課・庶務課・設計者合同現地調査(8/1、8/8)</p> <p>9月 基本設計 定例打合せ実施</p> <p>(現況測量委託)</p> <p>7月 現地測量(5/23～)</p> <p>8月 測量委託完了(8/8)</p> <p>進捗：○</p>												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他( )

令和4年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	子ども読書活動推進計画(第4次)の推進								主管課	ひきふね図書館	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	<p>幼乳幼児期 家庭での読書 活動の大切さ を認識する取組</p> <p>小小学生期 自分で読書を する習慣をつ ける取組</p> <p>中高生期 多様な分野の 読書をする取組</p> <p>特障害のある 多くの子ども に読書の機会 を設ける取組</p>	<p>幼ブックスタート 幼HPでのお すすめ本紹介</p> <p>幼おはなし会 幼絵本パック 貸出</p> <p>幼おうちDeど くしょノート配 布</p> <p>特障害児施設 おはなし会</p> <p>幼・小・中 団体貸出</p> <p>小・中学校図 書館支援</p> <p>幼・小ブック リスト配布</p> <p>中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>小・中パス ファインダー 作成・配布</p> <p>小小学校読み 聞かせボラン ティア講座</p> <p>中POP コンテ スト募集</p>	<p>小ブックリス ト配布</p> <p>小・中調べる 学習コンク ール相談会への 協力</p> <p>中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>中ティーンズ 向け講座</p> <p>特障害児の図 書館ツアー</p>	<p>中POP コンテ スト×切</p>	<p>幼保護者向け 講座</p> <p>小小学校読み 聞かせボラン ティア講座</p> <p>中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>幼・小施設職 員向け講座</p> <p>中POP コンテ スト表彰式</p> <p>特外国にルー ツを持つ子ど もの図書館利 用ガイダンス</p>	<p>中ビブリオパ トル</p> <p>特障害者向け 読み聞かせボ ランティア講 座</p>	<p>中ティーンズ 情報誌配布</p> <p>中施設職員向 け講座</p> <p>特施設職員向 け講座</p>	<p>特特別支援学 級への出張読 み聞かせ</p>	<p>中読書ボラン ティアの活用</p> <p>特保護者向け 読み聞かせパ ンフレット配 布</p>	
進捗	○	○	○	○	○	○							
実績	<p>7～9月実績</p> <p>【乳幼児期】・HPでのおすすめ本紹介：2テーマ紹介(「おしごと」、「はっぱ どんぐり 秋を楽しむ本」)・読み聞かせボランティア交流会の開催 1回 ・おはなし会の開催 ・団体貸出：巡回による絵本セットの貸出(保育園・幼稚園 計30園)</p> <p>【小学生期】・学校図書館支援：週3日 図書館見学：1校(四吾小) ・パスファインダー作成・配布：5種類発行(「認知症」外4件) ・ブックリスト「なつやすみ ほんはともだち(小学校1年生)」配布 ・調べる学習コンクール相談会への協力(ひきふね・緑・八広図書館 計9日 中学生も同様に支援を実施)</p> <p>【中高生期】・学校図書館支援：週2日 ・POP コンテストの実施：応募総数1,211作品(読み物923作品 絵本288作品) ・ティーンズ情報誌の配布 ・図書館見学：1校(錦糸中) ・ジュニアレポーターの図書館訪問(区報10/11号掲載) ・パスファインダー作成・発行：6種類(「南極」、「ブラックホール」外4件)</p> <p>【特別支援】・障害児向けおはなし会の開催 3回(うち1回リモートでのおはなし会) ・障害児施設読み聞かせボランティア養成講座の開催(1回) ・障害児の図書館ツアーの開催 1回</p> <p>進捗：○</p>												

進捗 : 順調、×:遅延、 :その他( )

## 善行に対する感謝状の贈呈について

## 1 趣旨

地域の子どもたちの安全安心のため、有志でパトロールの会を立ち上げ、現在に至るまで12か月以上継続して地域のパトロールを行っている団体に対し、桜堤中地区の青少年育成委員会委員長から、善行に対する感謝状の交付推薦書が提出された。

このため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3項及び感謝状交付基準要綱細目基準に基づき、当団体に対して感謝状を贈呈した。

## 2 被贈呈者

東向島パトロールの会（構成人員 約25人）

## 3 推薦者

桜堤中地区青少年育成委員会委員長 長谷川 豊 氏

## 4 贈呈主体

墨田区教育委員会

## 5 贈呈年月日

令和4年10月12日